

第32回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年12月24日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時40分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第2号 非農地証明願出について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約書(合意書)について
5. 出席委員(14人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子
 6番 高橋 千里 7番 武田 とも子 8番 吉田 芳信
 9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男 11番 阿部 悦雄
 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 鈴木 茂之
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第32回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第32回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員1名計14名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

11番 阿部 悦雄 委員 12番 入間川 昭一 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2班代表委員（武田とも子委員）

第2班代表委員の武田とも子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年12月24日提出。

番号1、下増田字台林406番1、下増田字台林409番1、地目は登記現況共

畑、登記面積は台林406番1が795㎡、台林409番1が442㎡、合計1,237㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は96a、世帯員2人・労力人は2人、売買25万円です。

位置図、公図については、議案書の3ページです。申請地は北釜の貞山堀の東側です。譲受人は今年の4月に経営移譲されています。407番1の畑は自分の家の農地でハウス5棟が建てられており、葉物野菜が作られております。今回この両脇の土地を求めてハウスを建てて葉物野菜を作り営農拡大をしたいという事でした。

続きまして、番号2、下増田字台林480番、地目は登記現況共畑、登記面積は1,200㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は73a、世帯員2人・労力人は2人、売買25万円です。

位置図、公図については、議案書の4ページです。申請地は北釜の貞山堀の東側で、申請地より東側の488番の農地は自分の畑となっており、今はイチジクが栽培されています。今回近くの畑を求めてここにもイチジクを栽培したいとのことでした。今後は、息子が定年になったら農業をするので経営規模を拡大したいとのことでした。

続きまして、番号3、愛島塩手字北野32番2、愛島塩手字北野32番3、地目は登記現況共畑、登記面積は愛島塩手字北野32番2が395㎡、愛島塩手字北野32番3が407㎡、合計802㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は104a、世帯員5人・労力人は5人、売買10a当たり25万円で総額25万円です。

位置図、公図については、議案書の5ページです。申請地は藤原実方忠蔵の墓の南側になります。今回の申請地は、NPO法人が障害者施設を建てるという事で、宅地と一体化して農地を購入したいという事でしたが、農地は農家しか購入できないことから親戚の方に購入をお願いしたという事です。申請地はきれいに管理されていて、今後畑には根菜類や葉物野菜を作付けしていきたいとのことでした。農地は農地として適切に管理するように話しました。譲受人は住所が仙台となっていますが、仙台から愛島までどのように農機具を搬入するのか聞いたところ、車で搬入して農作業をしたいとのことでした。

番号4は、取下げとなりました。

続きまして、番号5、下増田字耕谷後277番、下増田字耕谷後279番、地目は登記現況共田、登記面積は下増田字耕谷後277番が3,002㎡、下増田字耕谷後279番が3,002㎡、合計6,004㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は36a、世帯員6人・労力人は3人、売買10a当たり60万円で総額360万円です。

関連がありますので引き続き、番号6、下増田字耕谷後280番、下増田字耕谷後281番、地目は登記現況共田、登記面積は下増田字耕谷後280番が3,002㎡、下増田字耕谷後281番が1,962㎡、合計4,964㎡、権利種別は売買、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、譲受人の経営面積は71a、世帯員3人・労力人は3人、売買10a当たり60万円で総額300万円です。

位置図、公図については、番号5は議案書の7ページ、番号6は議案書の8ページです。いずれの申請地も耕谷アグリサービスの東側です。番号5は、現在経営面積が36アールですが、農地法3条の判断基準は取得後の経営面積が50aあれば農地を取得できますので、充たしていると判断されます。申請地は、取得後サツマイモを作付けする申請がありました。担任委員会で農地を取得したらどのようにしますかと確認したところ、米を作るとのことでした。米はどなたが作るのか聞いたところ、耕谷アグリにお願いするとのことでした。農地法3条では自分で作ることが条件であることをお話したところ、では自分で作りますとのことでした。それで、農機具の保有状況を確認したところ、番号5は保有しているのですが、番号6は無い状況でした。米を作るのにトラクター、田植機はどうするのか聞いたところ、自分で作りますとのことでした。事務局からの提案という事で、申請受付したときはサツマイモを作付けするという事でしたが、今回急に米を作るという事でしたので、仕切り直しをして米を作るという事で営農計画作って再度申請してはどうか提案したのですが、申請人は今回申請しますとのことでした。担任委員会としては誓約書を書いていただくことにしました。誓約書の内容は、農地を購入したら自分で自作をすること、取得後は転売しないこと、一般の農地には迷惑をかけないことを誓約書も書いていただいております。今この土地はアグリさんが作っている土地で、圃場整備で畦畔を取っているので、水田の畦畔はまだ協議していないので、これから立ち会って境界杭を建てて頂くよう話しました。

議案第1号1番から6番につきましては、12月22日の担任委員会で、譲受人より実情を聴取いたしました。1番、2番につきましては、現在営農している農地の隣接地を取得し経営規模を拡大するものです。

3番は仙台市在住の農家の方で、自宅のある仙台市から通いで耕作し、農機具等は隣接する古民家の敷地内に置いて使用するもので、この古民家は、障がい者の通所施設としてNPO法人が取得するが、このNPO法人と連携し農作業を障がい者に見てもらおうことを考えているとのこと。

5番、6番は耕谷地区の、圃場整備された水田であり、耕谷地区内の農業法人が耕作していた場所であったことから、譲受人が自ら耕作することが出来るのか確認いたしました。

譲受人からは、自ら耕作するとの意思表示があり、そのことを確約する誓約書も提出されました。

以上の結果、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の鈴木茂之委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（鈴木茂之推進委員）

議案第1号1番から6番につきましては、12月22日に担任委員会で、現地調査に同行し、譲受人より実情を聴取いたしました。その結果、3条の許可決定については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 14番（引地長一委員）

今、武田代表委員から説明がありましたが補足説明いたします。1番から3番までは許可を満たしていると思います。4番は取下げ。5番6番は、申請者は農機具が何もなく、申請はサツマイモの作付けの申請でしたが、米を作るとの話になりころころと変わる話でした。再度申請を促したが申請するとのことで、自分で耕作する決まりがあるが見えない。もう一度考えてもらい計画書を上げてもらい、また農機具もそろったら許可も考えられるが、今のところ何もなく「やります」と言っても無理な話だと思います。また、今後アグリに耕作を頼む話も聞いたので、耕作はしないのかと思っています。その辺皆さんの判断になるかと思っています。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問ございませんか。

○ 10番（松浦岩男委員）

5番の方が今までどのように作業していたかわかりません。作業日数が150日と書かれていますが、本当なのかわかりませんので説明願います。6番の方は70歳になると思いますが後継者がいるかわかりませんが、震災で農機具も無くなったと思いますが、10年間どのように農地を耕作していたのか。農機具も無い方に許可しているのか、皆さんの意見をお伺いします。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問ございませんか。

○ 11番（阿部悦雄委員）

本人が作るという宣言をして、誓約書をもって進めているようですが、ある程度

耕作準備が出来た状態のときに、私たちは許可を出すべきとの意見です。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問ございませんか。

○ 1 番（布田順一委員）

今お話に合ったように、こういう問題は今までありましたが、誓約書である程度やむを得ないものもあると思うのですが、この案件の場合は、農振農用地での管理が手抜きにされると将来に及ぼす影響も考えられますので、今回は厳しめに判断する必要があると思います。こういう場合どのような対応をしていくか、基準作りとか扱い方を検討していく必要がある。

○ 議長（大友正一会長）

1 番から 3 番までについてご意見はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第 1 号 1 番、2 番、3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第 1 号 1 番、2 番、3 番については原案のとおり決定いたします。

4 番については、採決は行いません。

○ 議長（大友正一会長）

5 番、6 番の採決いたします。議案第 1 号 5 番、6 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手 0 人」でありますので、議案第 1 号 5 番、6 番については否決いたします。

《議案第 2 号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第 2 号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、武田とも子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 2 班代表委員（武田とも子委員）

議案第 2 号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求める。令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出。

番号 1、高館川上字南台 6 2 番、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、

215㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は昭和56年に農地を取得したが未耕作のまま現在に至っており、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

担任委員会資料は2ページです。先月保留となっている件で昭和56年から何故今申請となった経緯をお聞きしました。昭和56年には生前贈与をしてそのままになったということで、この畑は周りが高くて畑として作ることができず、そのままにしておいたら木や竹が大きくなってしまったという事で農地としては困難な為今回の申請になったという事でした。今後は綺麗に整地し周りに迷惑をかけないようにしていきたいとのことでした。

番号2、愛島笠島字南小袋石47番2外4筆、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、合計7,843㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。

現地は昭和61年の大雨による土砂崩れにより、畑として耕作できる状態ではなく今後も農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

こちら先月保留となった案件で、申請人の息子の妻が担任委員会の実情調査に来られました。なぜ昭和61年から今に至ったかの経緯を聞いたところ、今までは祖父母が管理をしていて、去年から自分が管理をするようになった。大雨で崩れて耕作できないのでいろんな所に相談したいが、農地のことは農業委員会に聞いてくださいとのことでしたので、今回の申請に至っているという事でした。実行組合で農地の面積により集金されているということで、実際は畑を2反しか作付けをしていないのですが、この申請地の分まで合わせて集金されているので、今回畑から別地目に変えて頂きたいとのことでした。

議案第3号1番、2番につきましては、12月22日の担任委員会で、現地調査を行いました。

1番、2番ともに現地は既に農地ではなくなっておりました。1番は山林化が進み、隣家からの苦情により立ち木は伐採されておりましたが、農地として復元することは困難な状況でした。願出人から実情を聴取したところ、隣接する山林とともに今後周辺に迷惑がかからないように管理していきたいとのことでありました。

2番は、願出人の委任を受けた長男のお嫁さんから実情を聴取いたしました。この農地は、大雨による土砂崩れと竹などの繁茂により、農地として復元するのは困難な現状でありました。今回は父母が高齢となり農作業が出来なくなったため、家計全体を引き継ぐこととなり、農地としては利用出来なくなっている土地を、現状に合わせたいと考へ市の税務課に相談したところ、税務課からは農地については農業委員会に相談するよう指導を受けたことから今回の手続きになったとのことでもあります。以前、この農地に

向かうための官地である道の整備を建設課にお願いしたところ、斎藤さんの家でしか使えない道は整備できないと言われ、その際、この場所は古墳指定されている土地であることが判明いたしました。以上のことから、非農地証明を交付することは問題ないと判断いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の鈴木茂之委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（鈴木茂之推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、12月22日の担任委員会で現地調査に同行し、農地に復元するには相当困難である現状を確認いたしました。また、実情についても詳細に聴取いたしました。その結果、非農地と判断できるものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の10ページをお開きください。議案第3号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和2年12月8日、9日、10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年12月24日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規23件112, 730.92㎡、更新45件281, 373㎡、合計68件
394, 103.92㎡。

2 利用権を設定する土地

田244筆 392, 120.92㎡、畑7筆 1, 983㎡、合計251筆
394, 103.92㎡。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定68件。
 - ② 賃借権の存続期間。2年2件、3年12件、4年1件、5年49件、10年4件。
 - ③ 賃借10a当り。30kg32件、35kg1件、45kg15件、50kg4件、60kg7件、70kg6件、5,000円1件、10,000円2件1件。
 - ④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃借人宅に持参し、支払う。
- 4 公告予定年月日。令和2年12月28日予定。
- 5 詳細につきましては、議案書11ページから23ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 14番（引地長一委員）

借賃について、60kgや70kgが多いのですが、その要因についてお聞きします。

○ 10番（松浦岩男委員）

上がっている訳ではなく、アグリさんは前からの分は変わりなく更新しているからだと思います。

○ 11番（阿部悦雄委員）

内容は、最初に受け持った耕谷地区が90kgで始まっている。下げたくても下げられない事情があるのですが、90kgから70kgにはなっている。

○ 議長（大友正一会長）

他に、質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（３）農地使用賃貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地の賃貸借権解約について」、報告事項（３）「農地使用賃貸借権解約書について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはありません。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

[1月の農業委員会行事日程説明を行った。]

○議長（大友正一会長）

それでは、第32回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時40分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年1月28日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 11番 _____

署名委員 12番 _____